

新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(第一条関係)

| | 改正後 | 改正前 |
|---|---|---|
| 規則 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 |
| | 平成二十九年十二月二十六日 規則第四十八号 | 平成二十九年十二月二十六日 規則第四十八号 |
| 改正 六号 令和 三年 六月二三日規則第 三八号 | 改正 平成三年二月一日規則第 令和二年三月三一日規則第 三八号 | 改正 平成三年二月一日規則第 令和二年三月三一日規則第 三八号 |
| （趣旨） | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 |
| 第一条 （条例別表第一の規則で定める事務） | この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 | この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| 第二条 （新設） | 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。 | 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。 |
| 一 四号) 二 三 四 五 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十 九号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準 じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の 申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応 答に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準 じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権に よる保護の変更に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十 九号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準 じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の 申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応 答に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準 じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権に よる保護の変更に関する事務 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行 |

う保護の停止又は廃止に関する事務

五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する准ずる保護（生活保護法の保護に準ずる保護をいう。以下同じ。）

六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

九 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に関する事務

十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

十一 生活保護法第七十七条第一項から第三項までの規定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

十二 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

追加〔平成三一年規則六号〕

第三条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成三一年規則六号〕

第四条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対し交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔令和二年規則三八号〕

第五条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対し交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔令和二年規則三八号〕

第三条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成三一年規則六号〕

第四条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔令和二年規則三八号〕

第四条 条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対し交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔令和二年規則三八号〕

第六条 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **私立高等学校等学び直し支援金**（条例別表第一第五号に規定する私立高

等学校等学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 **私立高等学校等学び直し支援金**の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第十九條を除き）以下の

じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第七条 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

一部改正〔平成三一年規則六号・令和二年三八号〕

第八条 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

第九条 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **公立高等学校学び直し支援金**（条例別表第一第八号に規定する公立高等

学校学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 **公立高等学校学び直し支援金**の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

第十一条 条例別表第一第九号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

第五条 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **学び直し支援金**（条例別表第一第四号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 **学び直し支援金**の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。第八条及び第九条において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第六条 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

一部改正〔平成三一年規則六号・令和二年三八号〕

第七条 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金（同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

第八条 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **学び直し支援金**（条例別表第一第七号に規定する学び直し支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

追加〔平成三一年規則六号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

第九条 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金（条例別表第一第九号に規定する公立高等学校等専攻科修学のための支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（削る。）

一 専攻科修学支援金（条例別表第一第八号に規定する支援金をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）

第十条 条例別表第二の規則で定める事務は、私立高等学校等専攻科修学のための給付金（私立の高等学校等専攻科（条例別表第一第一号に規定する高等学校等専攻科をいう。第十三条において同じ。）に係るもの）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更是同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）とする。

（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）

第十一条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務（以下「生活保護事務」という。）とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「省令」という。）第十九条第一号に掲げる事務（同号に規定する者（以下「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報）

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
ロ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報

ハ 私立高等学校等学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
ニ 省令第十九条第二号に掲げる事務（要保護者等に係る前号イからハまで

に掲げる情報

- 三 省令第十九条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
- 四 省令第十九条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
- 五 省令第十九条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
- 六 省令第十九条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
- 第七条 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務（以下「外国人生活保護事務」という。）とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 準ずる保護を必要とする状態にある外国人又は准ずる保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報
- イ 前条第一号イからハまでに掲げる情報
- ロ 省令第十九条第一号二からワまで、ム、ウ及びノに掲げる情報
- 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報
- 三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
- 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
- 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
- 六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規

（新設）

定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

第十三条 条例別表第二第三号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報（生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法

第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）

二 外国人生活保護実施関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）

第十四条 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第四号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

（新設）

（新設）

じ当該各号に定める情報とする。

- 一 省令第八条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 二 省令第八条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 三 省令第十二条第一号に掲げる事務 同号ニに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 四 省令第十二条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 五 省令第十二条第三号に掲げる事務 同号ニに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 六 省令第十二条第四号に掲げる事務 同号ニに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 七 省令第十二条第一号に掲げる事務 同号ヌに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 八 省令第十二条第二号に掲げる事務 同号チに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 九 省令第十二条第三号に掲げる事務 同号ハに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十 省令第十二条第四号に掲げる事務 同号リに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十一 省令第十二条第五号に掲げる事務 同条第一号ヌに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十二 省令第十二条第六号に掲げる事務 同号チに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十三 省令第十二条第八号に掲げる事務 同号ヌに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十四 省令第十七条に掲げる事務 同条に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 十五 省令第十九条第一号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び外国人進学準備給付金関係情報（生活に困窮する外国人に対する同法第五十五条の五第一項の規定

に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報をいう。(以下同じ。)

十六 省令第十九条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

十七 省令第十九条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

十八 省令第十九条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

十九 省令第十九条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

二十 省令第十九条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

二十一 省令第二十二条第二号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十二 省令第二十二条第三号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十三 省令第二十二条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十四 省令第二十二条第五号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十五 省令第二十二条第六号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十六 省令第二十二条第八号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十七 省令第二十二条第十号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十八 省令第二十二条第十一号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

二十九 省令第二十八条第一号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

| | | |
|-----|------------------|---|
| 三十 | 省令第二十八条第二号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報 |
| 三十一 | 省令第二十八条第三号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報 |
| 三十二 | 省令第二十八条第四号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報 |
| 三十三 | 省令第二十八条第五号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報 |
| 三十四 | 省令第二十八条第七号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報 |
| 三十五 | 省令第二十八条第八号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報 |
| 三十六 | 省令第二十八条第九号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報 |
| 三十七 | 省令第三十五条に掲げる事務 | 同条第一号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 三十八 | 省令第四十四条第一号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報 |
| 三十九 | 省令第四十四条第二号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報 |
| 四十 | 省令第四十四条第三号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報 |
| 四十一 | 省令第四十四条第四号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報 |
| 四十二 | 省令第四十四条第五号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報 |
| 四十三 | 省令第四十四条第六号に掲げる事務 | 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報 |

| | | |
|------|--|---------------------------|
| 四十四 | 省令第五十八条第一号に掲げる事務 | 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 四五五 | 省令第五十八条第二号に掲げる事務 | 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 四五六 | 省令第五十九条の三第一号に掲げる事務 | 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 四五七 | 省令第五十九条の三第二号に掲げる事務 | 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| | (条例第四条の規則で定めるもの) | |
| 第十六条 | 条例第四条の規則で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百二十四号)に基づく独立行政法人海技教育機構(海技士教育科海技課程の本科に限る。)とする。 | |
| | (条例別表第三の規則で定める事務及び情報) | |
| 第十七条 | 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、要保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。 | |
| 一 | 特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。)の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報 | |
| 二 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報 | |
| 三 | 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報 | |
| 四 | 公立高等学校学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報 | |
| 五 | 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報 | |
| 六 | 省令第十九条第一号ナ及びヲに掲げる情報 | |
| | (新設) | |

| | |
|------|---|
| | (条例別表第三の規則で定める事務及び情報) |
| 第十九条 | 条例別表第三第三号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。)の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同表第二号の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る前条各号に掲げる情報とする。 |
| | (新設) |

| | |
|------|--|
| 第十二条 | 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法 |
|------|--|

の審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、**同法第二条第一項**の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十条 条例別表第三第四号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第二十一条 条例別表第三第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

第十三条 条例別表第三第二号の規則で定める事務は、国公立高等学校等奨学のための給付金（国立又は公立の高等学校等専攻科に係るものを除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

（新設）

第二十二条　条例別表第三第六号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第六号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

ロ　外国人生活保護実施関係情報

二　公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

三　条例別表第三第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第七号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　省令第二十三条第二号に掲げる事務　同号イに規定する者に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

二　省令第二十四条に掲げる事務　同条に規定する者に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

三　省令第五十八条第一号に掲げる事務　同号イに規定する者に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

四　省令第五十八条第二号に掲げる事務　同号イに規定する者に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

ロ　外国人生活保護実施関係情報

(新設)

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

改正後
規則第三号

(第二条関係)

改正前

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則
平成二十五年二月一日

規則第三号

改正 平成二六年 二月一二日規則第 平成二六年一〇月二一日規則第
六号 六一号

平成二六年 二月 五日規則第 平成二七年 五月二三日規則第
六六号 四三号

平成二八年 三月二五日規則第 平成二八年一〇月二五日規則第
九号 七五号

平成二八年 二月 二日規則第 平成三〇年 三月二三日規則第
七九号 八号

平成三〇年 六月 八日規則第 平成三一年 二月 一日規則第
三九号 四号

平成三〇年 六月 八日規則第 平成三一年 二月 一日規則第
三九号 八号

令和二年一〇月一八日規則第 令和二年 三月三一日規則第
二〇号 三八号

令和二年一〇月一〇日規則第 令和三年 六月二三日規則第
五九号 三三号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(住基条例別表第一の規則で定める事務)
第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。
追加〔平成三一年規則四号〕

(住基条例第二条第二号の規則で定める事務)

第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号利用条例」という。)別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるもの

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

改正後
規則第三号

(第二条関係)

改正前

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則
平成二十五年二月一日

規則第三号

改正 平成二六年 二月一二日規則第 平成二六年一〇月二一日規則第
六号 六一号

平成二六年 二月 五日規則第 平成二七年 五月二三日規則第
六六号 四三号

平成二八年 三月二五日規則第 平成二八年一〇月二五日規則第
九号 七五号

平成二八年 二月 二日規則第 平成三〇年 三月二三日規則第
七九号 八号

平成三〇年 六月 八日規則第 平成三一年 二月 一日規則第
三九号 四号

平成三〇年 六月 八日規則第 平成三一年 二月 一日規則第
三九号 八号

令和元年一〇月一八日規則第 令和二年 三月三一日規則第
二〇号 三八号

令和二年一〇月一〇日規則第 令和三年 六月二三日規則第
五九号 三三号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(住基条例別表第一の規則で定める事務)
第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。
追加〔平成三一年規則四号〕

(住基条例第二条第二号の規則で定める事務)

第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号利用条例」という。)別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるもの

は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護に準ずる保護（以下この条において「準ずる保護」という。）を必要とする状態にある生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる現に準ずる保護を受けている外国人に関する情報の収集又は整理に関する事務
- 七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる現に準ずる保護を受けている外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 八 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う准ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

（住基条例第二条第二号の規則で定める事務）

- 第四条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第二号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（住基条例第二条第二号の規則で定める事務）

- 第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号利用条例」という。）別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同

第五条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔令和二年規則三八号〕

第六条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第四号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔令和二年規則三八号〕

第七条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第五号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 私立高等学校等学び直し支援金

（番号利用条例別表第一第五号に規定する私立高等学校等学び直し支援金）をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔平成三一年規則四号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

（住基条例別表第二の規則で定める事務）

第八条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

（住基条例第三条第二号の規則で定める事務）

第九条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第六号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二

号に規定する私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第二号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔令和二年規則三八号〕

第五条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔令和二年規則三八号〕

第六条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第四号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学び直し支援金

（番号利用条例別表第一第四号に規定する学び直し支援金）をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学

支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

追加〔平成三一年規則四号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

（住基条例別表第二の規則で定める事務）

第七条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

（住基条例第三条第二号の規則で定める事務）

第八条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第五号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二

条の規定により支弁すべき経費を除く。」の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成三一年規則四号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

第十一条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第七号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、同号に規定する国公立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成三一年規則四号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

第十二条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第七号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **公立高等学校学び直し支援金**（番号利用条例別表第一第八号）に規定する**公立高等学校学び直し支援金**をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 **公立高等学校学び直し支援金**の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十二条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第九号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **公立高等学校等専攻科修学のための支援金**（番号利用条例別表第一第九号）に規定する**公立高等学校等専攻科修学のための支援金**をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 **公立高等学校等専攻科修学のための支援金**の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第十三条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技

条の規定により支弁すべき経費を除く。」の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

追加〔平成三一年規則四号〕、一部改正〔令和二年規則三八号〕

第九条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第六号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **学び直し支援金**（番号利用条例別表第一第七号）に規定する**学び直し支援金**をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 **学び直し支援金**の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十二条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第八号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 **専攻科修学支援金**（番号利用条例別表第一第八号）に規定する**支援金**をいう。次号において同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 **専攻科修学支援金**の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第十二条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技

一部改正〔平成二七年規則四三号・三一年四号・令和二年三八号・三年三三号〕

術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

附則 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 （平成二十六年二月十二日規則第六号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 （平成二十六年十一月二十一日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一住基条例別表第一第二十二号の規則で定める事務の項の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附則 （平成二十六年十二月五日規則第六十六号）

この規則は、平成二十七年二月一日から施行する。

附則 （平成二十七年五月二十二日規則第四十三号）

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、別表第一住基条例別表第一第二十四号の規則で定める事務の項及び同表住基条例別表第一第二十五号の規則で定める事務の項の改正規定は同年五月二十九日から、第一条の改正規定は同年十月五日から施行する。

附則 （平成二十八年三月二十五日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則 （平成二十八年十月二十五日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則 （平成二十八年十二月二日規則第七十九号）
この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

附則 （平成三十年三月二十三日規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則 （平成三十三年六月八日規則第三十九号）
この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

附則 （平成三十一年二月一日規則第四号）
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 （令和元年十月十八日規則第二十号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則 （令和二年三月三十一日規則第三十八号）
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則 （令和二年十月二十日規則第五十九号）
この規則は、令和二年十月二十日規則第五十九号）

一部改正〔平成二七年規則四三号・三一年四号・令和二年三八号・三年三三号〕

術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

附則 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 （平成二十六年二月十二日規則第六号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 （平成二十六年十一月二十一日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一住基条例別表第一第二十二号の規則で定める事務の項の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附則 （平成二十六年十二月五日規則第六十六号）

この規則は、平成二十七年二月一日から施行する。

附則 （平成二十七年五月二十二日規則第四十三号）

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、別表第一住基条例別表第一第二十四号の規則で定める事務の項及び同表住基条例別表第一第二十五号の規則で定める事務の項の改正規定は同年五月二十九日から、第一条の改正規定は同年十月五日から施行する。

附則 （平成二十八年三月二十五日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則 （平成二十八年十月二十五日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則 （平成二十八年十二月二日規則第七十九号）
この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

附則 （平成三十年三月二十三日規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則 （平成三十三年六月八日規則第三十九号）
この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

附則 （平成三十一年二月一日規則第四号）
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 （令和元年十月十八日規則第二十号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則 （令和二年三月三十一日規則第三十八号）
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則 （令和二年十月二十日規則第五十九号）
この規則は、令和二年十月二十日規則第五十九号）

この規則は、令和二年十一月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「第五条」を「第七条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月二十二日規則第三十三号）

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「第五条」を「第七条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月二十二日規則第三十三号）

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

別表第一（第二条）

| | |
|-----------------------|---|
| 住基条例別表第一第四号の規則で定める事務 | 一 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供 二 県民の安否の確認 |
| 住基条例別表第一第五号の規則で定める事務 | 一 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供 二 県民の安否の確認 |
| 住基条例別表第一第六号の規則で定める事務 | 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第七号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第八号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第九号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第十号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十年法律第一百号）第三条の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第十一号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十年法律第一百号）第三条の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |

別表第一（第二条）

| | |
|-----------------------|---|
| 住基条例別表第一第四号の規則で定める事務 | 一 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供 二 県民の安否の確認 |
| 住基条例別表第一第五号の規則で定める事務 | 一 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供 二 県民の安否の確認 |
| 住基条例別表第一第六号の規則で定める事務 | 一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第七号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第八号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第九号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第十号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十年法律第一百号）第三条の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第十一号の規則で定める事務 | 一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十年法律第一百号）第三条の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |

| | | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|---|
| | | | | | | |
| 住基条例別表第一第十 一号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十一 六号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十二 五号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十三 四号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十四 三号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十五 二号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十六 一号の規則で定める事務 |
| 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 | がん登録等の推進に関する法律（平成二十一年法律第二百十一号。以下この項において「法」という。）第八条第一項の審査及び整理に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認 | 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の交付の申請の受理、その準用する場合を含む。の調査に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認 | 法第十一条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の調査に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認 | 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に係る過誤払の返還金の返還をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 | 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この項において「法」という。）第八条第二項の措置のうち、法第六条第一項の規定による通告に係る児童又は当該児童の保護者（法第二条に規定する保護者をいう。）の氏名、住所又は生年月日の確認 |
| 以下この項において「法」という。）第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に | 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。 | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|--|---------------------------|
| | | | | | | | |
| 住基条例別表第一第十 一號の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十 三号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十 四号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十 五号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十 五号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十 五号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十 五号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第十 六号の規則で定める事務 |
| 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 | がん登録等の推進に関する法律（平成二十九年法律第二百十一号）。以下この項において「法」という。第八条第一項の審査及び整理に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認 | 法第十条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の調査に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認 | 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に係る過誤払の返還金の返還をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 | 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二条。以下この項において「法」という。）第八条第二項の措置のうち、法第六条第一項の規定による通告に係る児童又は当該児童の保護者（法第二条に規定する保護者をいう。）の氏名、住所又は生年月日の確認 | 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）第六十九条の二第一項の登録の申請の受理、その申請に | 若しくは住所の変更の事実の確認 |

| | | |
|---|---|------------------------------------|
| 住基条例別表第一第一 二　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に | 住基条例別表第一第一 二　法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第一 二　法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 三　法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 二　法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 |
| 住基条例別表第一第一 二　法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 七号の規則で定める事務 | 七号の規則で定める事務 |
| 住基条例別表第一第一 二　法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 八号の規則で定める事務 | 八号の規則で定める事務 |

| | | |
|---|---|------------------------------------|
| 住基条例別表第一第一 二　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に | 住基条例別表第一第一 二　法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第一 二　法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 三　法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 二　法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 |
| 住基条例別表第一第一 二　法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 七号の規則で定める事務 | 七号の規則で定める事務 |
| 住基条例別表第一第一 二　法第六十九条の七第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 八号の規則で定める事務 | 八号の規則で定める事務 |

| | | | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | | |
| 十四号の規則で定める 住基条例別表第一第三 十四号の規則で定める 県条例第六十四号) 第十四条第一項から第三項 千葉県青少年健全育成条例(昭和三十九年千葉 十四号の規則で定める 住基条例別表第一第三 十四号の規則で定める 県条例第六十四号) 第十四条第一項から第三項 千葉県青少年健全育成条例(昭和三十九年千葉 十四号の規則で定める 住基条例別表第一第一 十五号の規則で定める 事務 | 十四号の規則で定める 事務 | 十四号の規則で定める 事務 | 十四号の規則で定める 事務 |
| 住基条例別表第一第一 十五号の規則で定める 事務 | 住基条例別表第一第二 十五号の規則で定める 事務 | 住基条例別表第一第二 十五号の規則で定める 事務 | 住基条例別表第一第二 十五号の規則で定める 事務 |

| | | | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | | |
| 十四号の規則で定める 住基条例別表第一第三 十四号の規則で定める 県条例第六十四号) 第十四条第一項から第三項 千葉県青少年健全育成条例(昭和三十九年千葉 十四号の規則で定める 住基条例別表第一第三 十四号の規則で定める 県条例第六十四号) 第十四条第一項から第三項 千葉県青少年健全育成条例(昭和三十九年千葉 十四号の規則で定める 住基条例別表第一第一 十五号の規則で定める 事務 | 十四号の規則で定める 事務 | 十四号の規則で定める 事務 | 十四号の規則で定める 事務 |
| 住基条例別表第一第一 十五号の規則で定める 事務 | 住基条例別表第一第二 十五号の規則で定める 事務 | 住基条例別表第一第二 十五号の規則で定める 事務 | 住基条例別表第一第二 十五号の規則で定める 事務 |

| | | | |
|--------------------------------|--|--|--|
| | | | 事務 |
| 住基条例別表第一第三 十五号の規則で定める 事務 | までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七十五号）の規則で定める号。以下この項において「法」という。）第十一条第三項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の設立の認証を受けた者の氏名又は住所の変更の事実の確認 | 二 法第四十二条の命令の対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第三 十六号の規則で定める 事務 | 三 法第四十三条第一項又は第二項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認 | 四 法第八十条各号のいずれかに該当すると認められる特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人の氏名又は住所の変更の事実の確認 | 三 法第四十三条第一項又は第二項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認 |

| | | | |
|--------------------------------|--|--|--|
| | | | 事務 |
| 住基条例別表第一第三 十八号の規則で定める 事務 | までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七十五号）の規則で定める号。以下この項において「法」という。）第十一条第三項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の設立の認証を受けた者の氏名又は住所の変更の事実の確認 | 二 法第四十二条の命令の対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第三 十七号の規則で定める 事務 | 三 法第四十三条第一項又は第二項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認 | 四 法第八十条各号のいずれかに該当すると認められる特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人の氏名又は住所の変更の事実の確認 | 三 法第四十三条第一項又は第二項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認 |

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| | | | | |
| 住基条例別表第一第四 事務 | 住基条例別表第一第四 事務 | 住基条例別表第一第四 事務 | 住基条例別表第一第四 事務 | 住基条例別表第一第三 十九号の規則で定める 事務 |
| 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 |
| 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 |
| 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 | 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 事務 |

| | | | | |
|------------------------|---|---|--|--|
| | | | | |
| 住基条例別表第一第三十九号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第三十九号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四十号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四十一号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四十二号の規則で定める事務 |
| 就農のための研修を受ける青年に対する農業次 | 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号。次号において「条例」という。）第二条の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。次号において「法」という。）第三条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。次号において「法」という。）第五条第 | 二 法第三十二条の七第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 |
| 住基条例別表第一第四 | 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号。以下この項において「法」という。）第十七条の二第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 | 二 法第十九条第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 | 二 法第十七条の二第四項において読み替えて準用する同法第十条第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 | 三 法第三十四条第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | 二 法第十六条第一項の許可の申請の受理、そ | 二 法第十六条第一項の許可の申請の受理、そ |
| 住基条例別表第一第四 | 四 法第三十四条第五項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 | 四 法第三十四条第五項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 | の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 | 一千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号。次号において「条例」という。）第二条の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | 二 条例第二条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 | の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 | の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |

| | |
|--|--|
| 十三号の規則で定める事務 | 十三号の規則で定める世帯人材投資資金の交付を受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第四 十四号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 第十八条第十七項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 |
| 住基条例別表第一第四 十五号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の講習会の受講の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十六号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 一千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十六条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十七号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 一千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十六条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十八号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 一千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十七条の二第一項又は第三項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十九号・七九号・三〇年八号・三一年四号・令和元年二〇号 別表第一（第七条） | 住基条例別表第一第四 一千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十七条の二第一項又は第三項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 一部改正〔平成二六年規則六号・六一号・六六号・二七年四三号・二八年九号 七五号・七九号・三〇年八号・三一年四号・令和元年二〇号〕 別表第一（第七条） | 住基条例別表第一第四 一千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）第八条第一項の料金を納入すべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 |

| | |
|--|--|
| 十三号の規則で定める事務 | 十三号の規則で定める世帯人材投資資金の交付を受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第一第四 十四号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の講習会の受講の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十五号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 一千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十六条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十六号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 一千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十六条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十七号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 一千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十七条の二第一項又は第三項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十八号の規則で定める事務 | 住基条例別表第一第四 一千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十七条の二第一項又は第三項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
| 住基条例別表第一第四 十九号・七九号・三〇年八号・三一年四号・令和元年二〇号 別表第二（第七条） | 住基条例別表第一第四 一千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）第八条第一項の料金を納入すべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 |
| 一部改正〔平成二六年規則六号・六一号・六六号・二七年四三号・二八年九号 七五号・七九号・三〇年八号・三一年四号・令和元年二〇号〕 別表第二（第七条） | 住基条例別表第一第四 一千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和六十二年千葉県条例第一号）第八条第一項の料金を納入すべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 委員会の項事務の欄第一号の規則で定める事務 | 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 |
| 住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第二号の規則で定める事務 | 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第三号の規則で定める事務 | 千葉県奨学資金貸付条例（昭和四十年千葉県条例第四十三号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人若しくは保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第七号の規則で定める事務 | 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第三号の規則で定める事務 | 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 委員会の項事務の欄第一号の規則で定める事務 | 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 |
| 住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第二号の規則で定める事務 | 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第三号の規則で定める事務 | 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第七号の規則で定める事務 | 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |
| 住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第三号の規則で定める事務 | 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 |

| | | |
|--|---------------------------------------|---|
| 一部改正〔平成二六年規則六一號・三〇年八號・三九號・三一年四號・令和二年五九號〕 | 住基条例別表第二選挙 管理委員会の項事務の欄第一号の規則で定める事務 | 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。次号において「法」という。）第八十六条第一項から第三項までの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査 |
| | 住基条例別表第二監査 管理委員会の項事務の欄第二号の規則で定める事務 | 二 法第八十六条の四第一項又は第二項の届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての確認 |

| | | |
|--|---------------------------------------|---|
| 一部改正〔平成二六年規則六一號・三〇年八號・三九號・三一年四號・令和二年五九號〕 | 住基条例別表第二選挙 管理委員会の項事務の欄第一号の規則で定める事務 | 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。次号において「法」という。）第八十六条第一項から第三項までの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査 |
| | 住基条例別表第二監査 管理委員会の項事務の欄第二号の規則で定める事務 | 二 法第八十六条の四第一項又は第二項の届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての確認 |